**平成２８年（フ）第６号**
沖縄県宮古島市平良字久貝1003番地　サンハイツ久貝302
債務者　川満翔太郎
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所平良支部

**平成２８年（フ）第６５５号**
大阪市東成区大今里西３丁目９番７―501号
債務者　飯田　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６号**
青森県三沢市栄町３丁目140番地828号
債務者　藤田　卓也
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２８年（フ）第１８号**
山形県米沢市大町１丁目１番８号
債務者　大竹　魁人
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２８年（フ）第９６号**
さいたま市桜区西堀８丁目20番２号　ケイハウス102号室
債務者　木村　慎哉
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第５号**
千葉県匝瑳市飯倉1365番地　いいぐら団地220号
債務者　結城　桃代
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第１４号**
千葉県銚子市愛宕町3514番地
債務者　根本　至子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第７号**
高知市神田1746番地27
債務者　濵﨑　　務
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第８号**
高知市神田1746番地27
債務者　濵﨑　加代
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第２０号**
高知市玉水町50番地　大川ハイツ302号
債務者　髙橋　　聖
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１１９７号**
さいたま市北区櫛引町２丁目195番地　関マンション２Ｆ
債務者　遠藤　尚子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第７２号**
埼玉県川口市大字東貝塚71番地の１　フェニックス203号
債務者　野原由紀子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１２号**
さいたま市中央区上峰４丁目13番７号　ベルハウス与野103
債務者　吉永奈穂美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５７３号**
埼玉県三郷市鷹野１丁目438番地９
債務者　永松さおり
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第６１８号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚610番地５
債務者　小田奈美江
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４２号**
埼玉県越谷市赤山町５丁目６番１号　エシール越谷103号
債務者　笹谷　明広
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４３号**
東京都立川市一番町１丁目34番地の８ワコーレ立川一番町105号
債務者　小山　京子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部